

# 教育行政について

## ① 元鹿屋市立中学校校長の退職金返還について

法曹界の方々の中には裁判において出された判決について、自分の考えに合わなければ「司法は死んだ」と言い、一方、もし自分の考え方に添った判決が出され、それに対する反論とがあると「司法を侮辱するのか」と言う方がおられます。大変矛盾した発言であると思います。

一般国民は十分に審議された事案に対する司法の判断は大変重いという認識を持っておられると思います。私自身もそういう立場に立っております。しかし、内容に対して疑義を感じたとすれば、それに対して自分の意見を述べることは国民の権利です。決して司法に対する侮辱でもありません。

11月18日、地元紙に以下の興味ある記事が掲載されました。  
「服役中男性冤罪で釈放 強姦事件被害証言の虚偽判明～大阪地裁～ 大阪地裁は18日、強姦罪などで懲役12年が確定し、服役中だった男性について、有罪の決めてとなった被害者らの証言が虚偽と判明し、冤罪だったとして、刑の執行を停止し、釈放した。約3年半服役していた。」との内容であります。

さて、6月議会で取り上げた内容については色々な方々から意見をいただきました。私の支援者からは「何で関係のない鹿屋市で起こった事件を、あなたにとって、来春、大切な時期を控えているのに、問題にしたの」中には「あなたは元校長から退職金の一部をもらったの」という厳しい意見、「学校の管理職としてこの事件と結果に大変興味をもっています。頑張ってください」等でした。一方ブログ等では「十分な調査も相手の意見も聞かないでいいかげんな発言をすることはおかしい」等々ありました。これらの意見をしっかりと心に留めて質問してまいります。

まず、平成12年3月31日付けで人事院から懲戒処分の指針が出され、本県は平成19年3月22日付けで「学校職員の懲戒処分の指針」及び「教育庁等職員の懲戒処分の指針」を制定しており、これらの指針に基づき運用しているとのことですが、平成19年3月22日付けで出された指針の制定後、今日まで、県教育委員会関係でのわいせつ、セクハラ事案について、その件数と処分内容について、また、わいせつ、セクハラ事案について本人が認めた件数についてお示しく下さい。

次に皆さんは子どもの権利条約をご存知でしょうか。

子どもに特別なケアを及ぼす必要性が、1924年のジュネーブ子どもの権利宣言および国際連合総会が1959年11月20日に採決した子どもの権利宣言に述べられ、『子どもは身体的および精神的に未成熟であるため、出生前後に適切な法的保護を含む特別の保護およびケアを必要とする』ことに留意することとしています。

私は元校長の同僚の先生から以下の内容の手紙を頂きました。

学校の管理職はどうあるべきか。まず、子どもたちのいのちを守り、正しく育て、教師の範となり、教師を守り、親や社会の信頼を得て、将来の日本のために生きる、その子どもたちを育てる使命を帯びたものであると思います。しかし、今まで、たくさんの管理職に守られ導かれ、教師をさせていただいてきましたが、元校長先生は自ら生徒理解、生徒指導の範を私たち部下に示してくださった唯一の方でした。そんな実力と信念、そして柔軟性を兼ね備えた管理職はそんなにいないと思います。その証拠に当時、小学生のときから心が荒れはて、イジメをしても反省など全くしない生徒がいました。その子には私たち教師の誰の言葉も心に届くことができませんでした。でも唯一、元校長先生とは目をキラキラ輝かせ、言葉をかわし、素直に反省できることができました。目の前でそんな光景を

幾度も拝見させていただき、子どもの人権を尊重することの大切さを何度も学ぶことでした。同時に教師として驕ってはいないか、上から目線で圧力をかけた指導をしていないか、振り返らせていただくことができました。よく「なぜわざわざ車に乗せてドライブしなければならなかったか」一般の人はそう疑問に思います。教師をしていた私の母もそう言いました。しかし、学校という現場は、生きた子どもを対象にしています。まして、部活動ともなると時間外ということもあり、子どもを落ち着かせたり、振り返らせたり、リラックスさせたり、その時、その時でいろんな手法を実際行います。紙の上で語られることだけが指導ではないのです。「生徒理解」これは永遠のテーマです。何が正しく、何が間違っているのか。声高に主張することより、目の前にいる子をしっかり受けとめ、汲み取ってあげる姿勢こそ教師に求められると思います。その子は元校長先生を親より慕い、尊敬していたと思います。親は、その子が中1のときはパチンコに通い、その子は寂しい思いをたくさんしました。歯車が狂ってしまい、今は敵同士になってしまったことが何よりくやしいかぎりです。今はその子が自分の言ってきたことを素直にふり返り、反省する日が来てくれたら・・・という思いでいっぱい

です。そして校長先生の名誉が1日も早く回復されることを祈るばかりです。

どうかお力をお借しいただきたくお願いいたします。

以上がその手紙の内容であります。

さて私は、平成7年、県立大島病院麻酔科救急部長として赴任して、すぐに一人のすばらしい青少年指導者に出会いました。その指導者はゆずり葉の郷の三浦一広さんです。三浦さんは以前から24時間365日、青少年の非行問題に取り組まれていました。三浦さんは私に「子供たちは大人の愛に飢えています。何度も裏切られることもあります。でも何度でも子供たちに寄り添う心を持っていない限り子供たちは心を開いてくれない。どんな子どもにもチャンスはあるんです。我慢比べですよ」と熱く語ってくれたことがあります。

私も三浦さんとの出会いによって、それ以降、青少年問題に取り組み、県政においてもこれまで不登校、引きこもり等の課題に取り組んできました。また、これまでに小、中学校のPTA会長、県・市のPTA連合会の役員もさせていただき、問題行動のある児童、生徒、体罰や勤務状況に問題のある先生に対して学校と一体となっ

て取り組んできました。

私は今回、ある中学校の先生から、次のような話を直々に聞きました。「実は自分の中学校でも同様の事件がありました。女子生徒を車に乗せて公園に連れて行き、相談を受けたところ、後になって女子生徒が「先生にセクハラを受けた」として保護者、人権団体が騒いだために、先生は校長先生に相談、校長先生が先生、女生徒も同席させ関係者を集めて話し合った結果、その事実はなかったとのことで問題は解決しました」ということでありました。

このように、初動対応が適切に成されれば事態は良い結果に終わるものと思います。私は率直に言って、今回の事案の初動対応が良くなかったと思います。元女子生徒の告白を受けた男子生徒から話を聞いた担任教師の取るべき対応はどうであったのか。その対応のあり方が問題を大きくしたのではないか。

ところで、2012年（平成24年）2月15日鹿児島地裁にて鹿屋市立中学校の女子中学生セクハラ事件について判決があり、判決文で原告供述は一貫性を有し、その信頼性は高いと述べ、一方、被告元校長は、平成19年9月25日に、原告が本件告白を知ったにもかかわらず、「身辺整理をしなければならない。」などと本件告

白の内容を肯定したとも採れる言動をし、その後、同年10月5日に至るまで、同中学校の教職員や原告の両親に対し、原告の告白内容を明確に否定していなかったことが認められると述べています。その判決に対し、同年2月29日、被告の鹿屋市は控訴を断念しています。

しかし、セクハラがあったとされる当時の元校長の女子生徒に対する真の思いはどうであったのか、元校長は「女子生徒のことを思い、事件を大きくしたくないとの思いが強かったために、関係者に多くを語れなかった」と話しています。これこそが指導者の姿であると思います。市教委、県教委は元校長からすると上司に当たり、頼るべき盾ともなる立場からすると、何故、市教委は元校長が一貫してセクハラの実実はなかったと主張しているのに控訴をしなかったのか。当然、県教委にも相談があったと思いますが見解をお伺いします。

これまで、他会派の同僚議員は以下のように元校長を厳しく糾弾しています。

A議員は本会議場において、「鹿屋市立中学校元校長〇〇先生は、平成19年当時から事実関係を否定し続け、県教委の命令にも従わ

ず、謝罪もしていないということは、人権を語る教育者としての資格も、人としての道理さえも持ち合わせない人間だということであり、強い憤りを持つとともに、哀れみさえ感じる。

私にも娘がいる。このような仕打ち、無責任な態度は絶対に許せない。私どもは、今後、委員会等あらゆる機会を通じて、女子生徒と家族の思いを実現するために、県教委と元校長に対する責任を追究し続けていく。」と元校長の名前まで明らかにしています。

またB議員は、「元校長は鹿児島地裁ではわいせつ行為を否認して争ったのであるが、地裁判決を受けた後の高裁への控訴、最高裁への上告の際には争っていない。また、最高裁の決定を受けて、鹿屋市への186万の賠償金の支払いが命じられたが、鹿屋市は、元校長に求償権を発動し、元校長はこれに応じて鹿屋市に186万を入金したと聞いている。地元紙によると元校長は「学校や市民、鹿屋市に申しわけないことをした」と話していると報じている。元校長は、なぜ一審からの控訴や高裁から上告する際に、わいせつ行為を否定し、争わなかったのか。鹿屋市の求償に対して拒否しなかったのか。退職金の額が186万に比べ大き過ぎたから、私は無実だと開き直ったとしか思えない。」



このように述べて元校長を糾弾しているのです。

そこでお伺いします。元校長はこれまで一貫して無実を主張して  
おります。市教委、県教委の調査、本人直々の聴き取りの中で一度で  
も元校長はセクハラ的事实を認めたことがあるのかお示してください。

またB議員は地裁判決を受けた後の高裁への控訴、最高裁への上  
告の際には元校長は争っていないとしていますが、元校長は一審判  
決において「セクハラ的事实があった」とされている以外、原告が  
求めている内容については元校長は勝訴しており、勝訴の場合は控  
訴が出来ない立場にあったと思いますが、このことの県の認識、ま  
た原告が「損害賠償が少ない」として控訴してからの二審でもセク  
ハラ的事实を否定して争っていると思いますが、このことについて  
県教委はどのように認識しているのかお伺いします。

最後に、元校長は終始一貫、無実を訴えていること、また事件の  
真相解明を求め、退職金返還命令処分に対しては適切な対応を求め、  
現時点で約2000名近い署名を添えて、元中学校PTAから陳情  
が出されていること、更には刑事告発での二度にわたる不起訴、今  
回の司法の判断等を踏まえて、「退職金返納について」は慎重な判断  
が求められると思います。見解をお伺いします。